

「第4期がん対策推進基本計画」について

国立がん研究センターがん対策情報センター本部
若尾 文彦

がん情報サービス
ganjoho.jp

がん患者の声から生まれたがん対策

がん医療に対する患者・ご家族の不安と、信頼できるがん情報提供の要望

「がん対策推進アクションプラン2005」（平成17年8月）
国民・患者のがん医療に対する不安や不満の解消を推進するとともに、現場のがん医療水準の向上と均てん化を図るため、がん対策に係る「がん情報提供ネットワーク」の構築を推進。

相談支援センター（がん診療連携拠点病院に設置 平成18年8月～）
がん対策情報センター（国立がんセンターに開設 平成18年10月）

「がん対策基本法」（平成18年6月成立、平成19年4月施行）

「がん対策推進基本計画」（平成19年6月 閣議決定）

「改正がん対策基本法」（平成28年12月成立）

「がん対策推進基本計画」（平成24年6月 閣議決定）

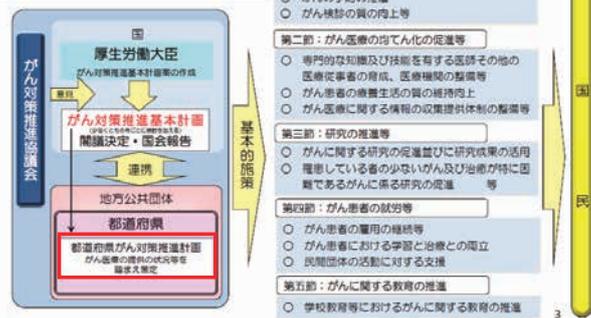
「がん対策推進基本計画」（平成30年3月 閣議決定）

2
ス
3

がん対策基本法（平成18年法律第98号）

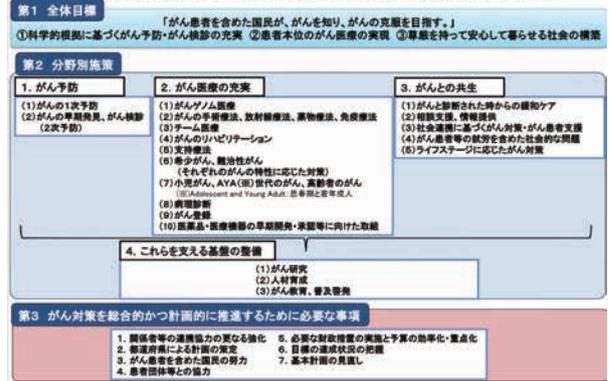
（平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行）

がん対策を総合的かつ計画的に推進



がん情報サービス
ganjoho.jp

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）



がん情報サービス
ganjoho.jp

がん対策推進基本計画の構成

1. 全体目標
2. 分野別施策と個別目標
 - 現状・課題 → 取り組むべき施策 → 個別目標
3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

● これまでの策定順序

現状把握 → 課題抽出 → 取り組むべき施策 → 個別目標

✓ 個別目標と全体目標のつながりが不明確

がん情報サービス
ganjoho.jp

ロジックモデルの活用及び評価指標の設定について（案）

■第3期基本計画中間評価において指摘された以下の課題を克服するため、第4期基本計画ではロジックモデルを活用し、計画本文と評価指標を併せて議論・策定することとはどうか。

（第3期基本計画中間評価報告書より抜粋）

- 第4期の基本計画では、それらの中間評価指標を検討するとともに、新たに指標を設定する場合には、施策が行われる前の数値を明確にしておくことが望ましい。
- 第3期の基本計画では、計画策定時に評価指標は決定しておらず、目標への達成状況について評価が困難な施策があったため、第4期の基本計画策定時には、目標の設定と併せて、それらをモニタリングする指標についても検討することが望ましい。

■取り組むべき施策の評価指標に関しては、国だけでなく都道府県がん対策推進計画においても活用できるよう、公表されている統計データや調査結果等を活用することを基本とすることとはどうか。

■評価指標の設定に当たっては、各分野の施策の効果を正しく評価できるか、という観点にも留意することとはどうか。

がん情報サービス
ganjoho.jp

ロジックモデルとは

- 事業や組織が最終的に目指す変化・効果の実現に向けた道筋を体系的に図示したもの
- インプット、活動、アウトプット、アウトカムを矢印でつなげる

- アウトプットは実施者がしたことであり、アウトカムは対象者に起こった変化である。
- 出資者は、単に実施者が何をしたのかではなく、実施者によってどんな変化がもたらされたのかを知りたい。

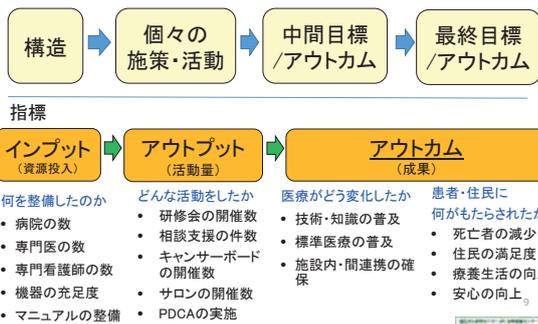


がん対策推進(基本)計画におけるロジックモデル作成の目的

1. 構成を図示して、全体像を把握する。
2. アウトカムを共通認識として共有する。
3. 個別施策とアウトカム(中間、分野別、最終)のつながりを確認することにより、個別施策の適切さを検討する。
4. 指標を設定して、評価につなげる。

目標に到達するために

ロジックモデルにより施策自体をきめる

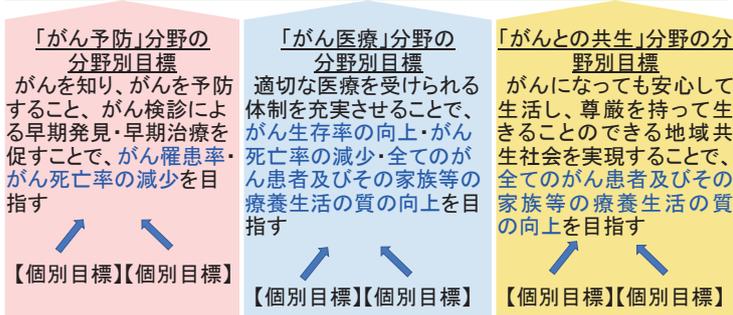


第4期がん対策推進基本計画(令和5年3月28日閣議決定)概要

第1. 全体目標と分野別目標		第2. 分野別施策と個別目標	
全体目標: 「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」			
「がん予防」分野の分野別目標 がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す	「がん医療」分野の分野別目標 適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す	「がんとの共生」分野の分野別目標 がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることで、がん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す	
1. がん予防 (1) がんの1次予防 ①生活習慣について ②感染症対策について (2) がんの2次予防(がん検診) ①受診率向上対策について ②がん検診の精度管理について ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について	2. がん医療 (1) がん医療提供体制 ①医療提供体制の円滑化・集約化について ②がん診療連携拠点について ③手術療法・放射線療法・薬物療法について ④チーム医療の推進について ⑤がんのハイブリッド治療について ⑥がんと診断された時からの緩和ケアの推進について ⑦緩和ケアについて ⑧がん診療連携拠点について (2) がん診療連携拠点がん対策 (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策 (4) 高齢者のがん対策 (5) がん医療、先端医療及び関連技術の進歩的な発展	3. がんとの共生 (1) 緩和ケア及び疼痛管理 ①相談支援について ②情報連携について (2) 社会福祉に基づく緩和ケア等のがん対策、患者支援 (3) がん患者の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援) ①個別支援について ②ピアサポートについて ③がん診療連携拠点対策について ④がん患者の社会参加について ⑤がん患者の就業支援 (4) コア・コミュニティに定着した療養環境への支援 ①介護・AYA世代について ②高齢者について	
4. これを実現する課題 (1) デジタル医療の普及・活用を促すための研究開発 (2) 人材育成の強化 (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発			
第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 1. 関係府省の連携強化の更なる強化 2. 関係府省・がん診療連携拠点等を見直しと対策 3. 関係府省による計画の策定 4. 関係府省の連携強化の更なる強化 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 6. 関係府省の連携強化の更なる強化 7. 関係府省の連携強化			

第1. 全体目標と分野別目標

全体目標: 「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」



第2 分野別施策と個別目標

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- (1) がんの1次予防
 - ①生活習慣について
 - ②感染症対策について
- (2) がんの2次予防(がん検診)
 - ①受診率向上対策について
 - ②がん検診の精度管理等について
 - ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）分業別施策の概要
1. がん予防

(1) 一次予防

- ・「次期国民健康運動づくり運動プラン」に沿った取組の推進
- ・拠点病院等から地域へのがん予防に関する普及啓発
- ・HPVワクチンに係る正しい理解の促進と接種勧奨及びキャッチアップ接種の実施と適切な情報提供、科学的根拠に基づく子宮頸がん対策の推進

(2) 二次予防(がん検診)

- ・より正確かつ精緻に個人単位で受診率を把握する仕組みの検討
- ・科学的かつ効果的な受診勧奨策の推進
- ・全ての国民が受診しやすい環境の整備
- ・がん検診の意義及び必要性の普及啓発
- ・職域におけるがん検診の実施状況の把握、がん検診全体の制度設計について検討
- ・精密検査受診率の低い市町村の実態把握、都道府県による指導・助言等の取組推進
- ・指針に基づかないがん検診の効果検証の方法、関係学会や企業等とのマッチングを促進する仕組みの検討、組織型検診(※)の構築

(※)「組織型検診」は、統一されたプログラムのもと、適格な対象集団を特定し、対象者を個別に勧奨する検診

第88回がん対策推進協議会資料より改変

(1) がんの1次予防

【個別目標】

- ・栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙といった生活習慣の改善(リスクファクターの低減)については、「次期国民健康づくり運動プラン」で定める目標値の達成を目指す。また、HPV、肝炎ウイルス、HTLV-1といった発がんに寄与するウイルスや細菌への感染の減少を目指す。

「がん予防」分野の
分業別目標
がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

(2) がんの2次予防(がん検診)

【個別目標】

がん検診受診率を向上させ、指針に基づく全てのがん検診において、**受診率60%を目指す**。がん検診の精度管理を向上させるとともに、**精密検査受診率 90%**を目指す。

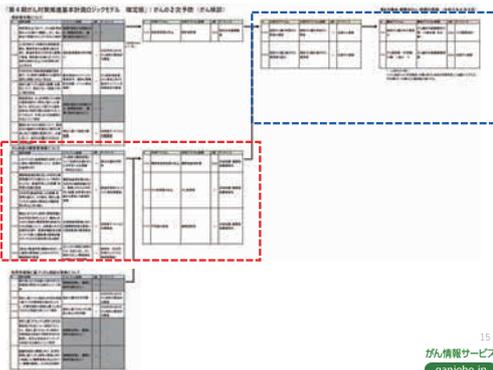
14
がん情報サービス
ganjoho.jp

がんの2次予防の個別施策>アウトプット指標 中間アウトカム 分業別アウトカム 最終アウトカム
ロジックモデル

受診率対策について

がん検診の
精度管理について

科学的根拠に基づく
がん検診の実施について



15
がん情報サービス
ganjoho.jp

がんの2次予防のロジックモデル

受診率



- ・ 精度管理
- ・ 科学的根拠のある検診

16
がん情報サービス
ganjoho.jp

がんの2次予防のロジックモデル



2. 患者本位で持続可能ながん医療の提供

(1) がん医療提供体制等

- ① 医療提供体制の均てん化・集約化について
- ② がんゲノム医療について
- ③ 手術療法・放射線療法・薬物療法について
- ④ チーム医療の推進について
- ⑤ がんのリハビリテーションについて
- ⑥ 支持療法に推進について
- ⑦ がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
- ⑧ 妊孕性温存療法について

- (2) 希少がん及び難治性がん対策
- (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策
- (4) 高齢者のがん対策
- (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

18
がん情報サービス
ganjoho.jp

2. がん医療

(1) がん医療提供体制等

- 均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進
- 感染症発生・まん延時や災害時においても必要ながん医療が提供できる連携体制の整備
- がんゲノム医療の一層の推進に向けた科学的根拠の収集と、より適切なタイミングでのがん遺伝子パネル検査の実施に向けた検討
- 科学的根拠に基づく支持療法、効果的・継続的ながんのリハビリテーションの推進
- 緩和ケアが、診断時から全ての医療従事者により提供される体制整備や普及啓発の強化
- がん・生殖医療に係る人材育成と研究促進事業を通じた妊孕性温存に関するエビデンス創出

(4) 高齢者のがん対策

- 地域の関係機関等との連携による、個々の状況に応じた、適切ながん医療の提供体制の整備
- 高齢のがん患者に対する医療の実態把握
- 意思決定支援の取組推進

第88回がん対策推進協議会資料より改変

(2) 希少がん・難治性がん対策

- 高度かつ専門的な医療へのアクセス向上のための拠点病院等の役割分担と連携体制の整備の推進
- 薬剤アクセス改善に向けた研究開発や治験の推進等

(3) 小児がん・AYA世代のがん対策

- 地域の実情に応じた拠点病院等の役割分担と連携体制の整備
- 薬剤アクセス改善に向けた研究開発や治験の推進等

(5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

- 拠点病院等における臨床研究等の推進と適切な医療機関への紹介
- 治療薬等へのアクセス改善に向けた研究開発や治験の推進、実用化に向けた対応策の検討等

〈都道府県協議会の主な役割〉

「がん診療連携拠点病院等の整備について」（厚生労働省健康局長通知）（令和4年8月1日）

- (2) 都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、都道府県内のごくに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。
- ① 地域の実状に応じて、以下のア～ケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。
 - ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法
 - イ 集約化することにより予後の改善が見込める手術療法
 - ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）
 - エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療
 - オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制
 - カ 小児がんの長期フォローアップの実施
 - キ AYA世代のがんの支援体制
 - ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）
 - ケ がんゲノム医療
 - ② 当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。

〈都道府県協議会の主な役割〉

「がん診療連携拠点病院等の整備について」（厚生労働省健康局長通知）（令和4年8月1日）

- ⑥ 当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- ⑦ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- ⑧ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に都道府県内で共有・実践される体制を整備すること。
- ⑨ 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、当該都道府県や各がん医療圏におけるBCPIについて議論を行うこと。
- ⑩ 地域における医療情報の共有の取り組みについて、がんの分野からも検討、体制整備に取り組むこと。

2. 患者本位で持続可能ながん医療の提供)

(1) がん医療提供体制等

【個別目標】

- がん患者が、全国どこにいても、質の高いがん医療を受けられ、がんゲノム医療へのアクセシビリティが確保されていることを目指す。また、質の高い病理診断が速やかに提供され、安全かつ質の高い手術療法、放射線療法、薬物療法が適切なタイミングで提供され、さらに、患者自身が治療法を正しく理解した上で提供を受けられるようにする。
- 安全かつ安心で質の高いがん医療の提供に向けては、医療従事者間及び多職種での連携を強化するとともに、拠点病院等を中心に、がんリハビリテーション及び標準的な支持療法が、必要な患者に適切に提供されるようにする。
- 国民の緩和ケアに対する正しい認識を促すとともに、身体的・精神心理的・社会的な苦痛を抱える全ての患者が、資料を用いる等により分かりやすい説明を受け、速やかに医療従事者と相談でき、適切なケア・治療を受けられる体制を目指す。
- 妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に関する科学的根拠の創出を目指すとともに、がん患者やその家族等が、治療開始前に生殖機能への影響について認識し、適切に意思決定ができるようにする。

2. 患者本位で持続可能ながん医療の提供) 【個別目標】

(2) 希少がん及び難治性がん対策

希少がん患者及び難治性がん患者が、必要な情報にアクセスでき、そこから速やかに適切な医療につながることを目指す。

(3) 小児がん及びAYA世代のがん対策

小児がん患者及びAYA世代のがん患者やその家族等が、適切な情報を得て、悩みを相談できる支援につながり、適切な治療や長期フォローアップを受けられることを目指す。さらに、小児がん領域での研究開発を進める。

(4) 高齢者のがん対策

多職種での連携や地域の医療機関等との連携を強化し、患者が望んだ場所で適切な医療を受けられることを目指す。

(5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

がん患者が十分な情報を得て治療を選択でき、治験へ参加できること等を可能とするとともに、新たながん医療に係る技術の実装を推進することにより、がん医療の進歩を享受できるように目指す。

「がん医療」分野の
分野別目標
適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

3. がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(1) 相談支援及び情報提供

- ① 相談支援について
- ② 情報提供について

(2) 社会連携に基づく緩和ケア等の患者支援

(3) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）

- ① 就労支援について
- ② アビアランスケアについて
- ③ がん診断後の自殺対策について
- ④ その他の社会的な問題について

(4) ライフステージに応じた療養環境への支援

- ① 小児・AYA世代について
- ② 高齢者について

3. がんとの共生

(1) 相談支援及び情報提供

- 多様化・複雑化する相談支援のニーズに対応できる質の高い相談支援体制の整備
- オンラインの活用等による持続可能な相談支援体制の整備
- 拠点病院等と民間団体やピア・サポーター等との連携、ICTや患者団体、社会的人材リソース等を活用した相談支援の充実
- 要配慮者を含む患者や家族等のニーズや課題等の把握、「情報の均てん化」に向けた情報提供の在り方の検討

(3) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)

- 現在の両立支援制度の効果及び課題の明確化、それを踏まえた施策の強化や医療機関等と産業保健との連携、普及啓発等に係る検討
- 様々な就労形態のがん患者の就労・離職の実態把握、それを踏まえた就労支援の提供体制の検討
- 拠点病院等を中心としたアビランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築
- がん患者の診断後の自殺リスクや経済的課題等の把握、課題解決に向けた施策の検討

(2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援

- 都道府県がん診療連携協議会において、セカンドオピニオンや、緩和ケア及び在宅医療等に関する情報提供の在り方等の検討
- 地域包括ケアシステムの仕組みも踏まえ、拠点病院等を中心とした施設間の連携・調整を担う者の育成

(4) ライフステージに応じた療養環境への支援

- 療養中の教育支援体制の整備、遠隔教育の実態把握
- 長期フォローアップや晩期合併症等の支援体制等の構築、小児・AYA世代の療養環境の実態把握と体制整備に向けた関係省庁を連携した検討
- 高齢のがん患者の課題の把握、地域における療養の在り方や再発・二次がん・併存疾患のフォローアップ体制の構築、意思決定支援等の取組の検討

3. がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築【個別目標】

(1) 相談支援及び情報提供

がん相談支援センターやがん情報サービスの認知度及び質を向上させ、精神的・社会的な悩みを持つ患者やその家族等が適切な相談支援を受けることができ、また、患者やその家族等、医療従事者等を含む全ての国民が、必要な時に、自分に合った正しい情報にたどりつくことができることを目指す。

(2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援

地域における医療従事者や介護従事者等との連携や、医療従事者と患者やその家族等とのコミュニケーションにより、患者がその療養する場所にかかわらず、質の高いがん医療や緩和ケア等の支援を受けることができることを目指す。

(3) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)

就労支援及び治療と仕事の両立支援の推進、アビランスの変化や自殺、偏見等への対策により、患者ががんと診断を受けた後も社会的課題による苦痛を受けないような社会を目指す。

(4) ライフステージに応じた療養環境への支援

小児・AYA世代の患者への教育、就労、長期フォローアップ等の支援や、高齢のがん患者への療養環境への支援を行うことで、がん患者がライフステージごとに抱える問題に対し、適切な支援を受けられることを目指す。

「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることができる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

4. これを支える基盤

- 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- 人材育成の強化
- がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- がん登録の利活用の推進
- 患者・市民参画の推進
- デジタル化の推進

4. これを支える基盤

(1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進

- 「がん研究10か年戦略」の見直し、関係省庁が協力した多様な分野を融合させた先端的な研究の推進
- 「全ゲノム解析等実行計画2022」の着実な推進、新たな予防・早期発見法等の開発を含めた患者還元や、がんや難病に係る研究・創薬への利活用等の推進
- 各分野の政策課題の解決に資する研究や評価指標にかかる研究の推進

(2) 人材育成の強化

- 高齢化や人口減少等の背景を踏まえた、専門的な人材育成の在り方や人材の効率的な活用等の検討
- がん医療の高度化に対応できる専門的な人材の育成配置

(3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発

- 学習指導要領に基づくがん教育の推進、各地域の取組の成果の普及
- 外部講師を活用したがん教育に向けた必要な支援の実施
- より効果的な手法による、国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発
- 事業者等による雇用者等への正しい知識の啓発の取組推進

(4) がん登録の利活用の推進

- 質の高い情報収集に資する精度管理の継続
- 法規定の整備を含め現行制度の見直しに向けた検討
- 医療のデジタル化などの取組とも連携した、より有用な分析が可能な方策の検討

(5) 患者・市民参画の推進

- 諸外国の事例も踏まえた、患者・市民参画の更なる推進のための仕組みの検討
- 参画する患者・市民の啓発・育成、医療従事者や関係学会に対する啓発等の実施

(6) デジタル化の推進

- 「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」の各分野における、ICTやAIを含むデジタル技術の活用や医療のデータ化・利活用の推進
- eコンセンツの活用等の治験のオンライン化等

4. これを支える基盤の整備【個別目標】

- 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
がん研究の更なる促進により、がん予防に資する技術開発の推進や医薬品・医療機器等の開発によるがん医療の充実を図るとともに、がん患者やその家族等の療養生活に関する政策課題の解決を図る。
- 人材育成の強化
国は、関係学会・団体等と連携しつつ、がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材、がん予防の推進を行う人材、新たな治療法を開発できる人材等の専門的な人材の育成を推進する。また、専門的な人材の育成の在り方を検討する。
- がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
国民ががん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解することを旨とする。
- がん登録の利活用の推進
がん登録情報の更なる利活用を目指す。
- 患者・市民参画の推進
がん患者とその家族等を含む国民が、がん対策の重要性を認識し、がん医療に関する正しい理解を得て、医療従事者とも連携しながら、がん対策に主体的に参画する社会を目指す。
- デジタル化の推進
デジタル技術の活用等により、患者やその家族等の医療・福祉・保健サービスへのアクセシビリティを向上させるとともに、国、地方公共団体、医療機関等が効率的かつ効果的にサービスを提供できることを目指す。

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
- 都道府県による計画の策定
- 国民の努力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握
- 基本計画の見直し

患者団体等との協力

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化

- がん対策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を担保するためには、関係者等が、適切な役割分担の下、相互の連携を図り、一体となって努力することが重要である。
- 国及び地方公共団体は、民間団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- また、国及び地方公共団体は、がん教育、がんに関する知識の普及啓発等により、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境への理解を図るとともに、関係者等の意見の把握に努め、がん対策に反映させていくことで、国民とともに、「がんとの共生」社会の実現に取り組んでいくこととする。
- なお、国及び地方公共団体は、他の疾患等に係る対策と関連する取組については、それらの対策と連携して取り組んでいくこととする。

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3. 都道府県による計画の策定

- 都道府県は、本基本計画を基本としながら、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県計画を策定する。都道府県計画は、医療計画、都道府県健康増進計画、都道府県介護保険事業支援計画等のがん対策に関連する事項を定めるその他の計画と調和が保たれたものとする。
- また、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な施策や普及啓発の取組を盛り込むことが望ましい。
- 都道府県は、都道府県計画の策定過程において、がん患者等の都道府県協議会等への参画等を含めた患者・市民参画を推進し、関係者等の意見の聴取に努める。
- また、都道府県は、都道府県計画に基づくがん対策の進捗管理に当たって、PDCAサイクルの実効性確保のため、ロジックモデル等のツールの活用を検討するとともに、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化やがん対策の効果に関する評価を踏まえ、必要があるときには、都道府県計画を変更するよう努める。
- 国は、都道府県計画の作成手法等について必要な助言を行う。

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4. 国民の努力

- 国民は、法第6条の規定に基づき、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めるものとする。
- また、今後のがん医療の向上に資するよう、以下の点についても努力していくことが望まれる。
 - がん医療は、がん患者やその家族等と、医療従事者の人間関係を基盤として成り立っていることから、医療従事者のみならず、がん患者やその家族等も、医療従事者と信頼関係を築くことができるよう努めること。
 - がん患者が適切な医療を受けるためには、セカンドオピニオンに関する情報の提示、がんに関する十分な説明、相談支援等が重要であるが、がん患者やその家族等も、医療従事者からの説明を受けながら、病態や治療内容等について、理解するよう努めること。
 - 国民本位のがん対策を推進するため、国民は、関係者等と協力して、主体的にがん対策の議論に参画するなど、がん医療や、がん患者やその家族等に対する支援を充実させることの重要性を認識し、正しい知識・理解を得て、行動するよう努めること。